

●屋外広告物条例施行規則改正イメージ（案）

別表第 2（広告物の表示等の許可基準）

種類	項目	基準		
		普通の広告物	映像装置を有する広告物	光源の点滅
屋上利用広告	面積	全壁面面積の 1 0 分の 1 以下等	表示しないこと	点滅しないこと
壁面利用広告	面積	一壁面あたり 5 分の 1 以下	一壁面あたり 1 0 分の 1 以下	一壁面あたり 1 0 分の 1 以下
	設置高さ	—	軒高以下	軒高以下
突き出し広告	面積	—	—	2 分の 1 以下
独立広告物 （敷地内）	面積	6 0 m ² 以下	6 0 m ² 以下	4 0 m ² 以下
	設置位置	—	信号機の柱から道路に沿って前後 1 0 m の区間に設置する場合は道路から 3 m 以上後退すること	信号機の柱から道路に沿って前後 1 0 m の区間に設置する場合は道路から 3 m 以上後退すること
	その他	—	—	一般広告物は点滅禁止
独立広告物 （農地・空地）	面積	道路まで 5 m 以下：6 m ² 以下 〃 5m を超えて 30m 以下：10m ² 以下 〃 30m を超える場合：40m ² 以下	道路まで 5 m 以下：6 m ² 以下 〃 5m を超えて 30m 以下：10m ² 以下 〃 30m を超える場合：40m ² 以下	—
	設置位置	—	信号機の柱から道路に沿って前後 1 0 m の区間に設置する場合は道路から 3 m 以上後退すること	—
バス停等上屋利用広告物		2 m ²	2 m ²	2 m ²

別表第 4（自家広告物 許可等の適用除外）

種類	項目	基準					
		普通の広告物		映像装置を有する広告物		光源の点滅	
		禁止地域	許可地域	禁止地域	許可地域	禁止地域	許可地域
屋上利用広告	面積	5 m ² 以下	全壁面面積の 1 0 分の 1 以下等	表示しないこと	表示しないこと	点滅させないこと	点滅させないこと
壁面利用広告	面積	5 m ² 以下	一壁面あたり 5 分の 1 以下	5 m ² 以下	一壁面あたり 1 0 分の 1 以下	5 m ² 以下	一壁面あたり 1 0 分の 1 以下
	設置高さ	軒高以下	—	軒高以下	軒高以下	軒高以下	軒高以下
突き出し広告	面積	3 m ² 以下	—	3 m ² 以下	—	3 m ² 以下	表示面積の 2 分の 1 以下
サインポール	光源の設置	2 m ² 以下	1 0 m ² 以下	2 m ² 以下	1 0 m ² 以下	2 m ² 以下	1 0 m ² 以下
広告塔	光源の設置	5 m ² 以下	1 0 m ² 以下	5 m ² 以下	1 0 m ² 以下	5 m ² 以下	1 0 m ² 以下
広告板	光源の設置	5 m ² 以下	1 0 m ² 以下	5 m ² 以下	1 0 m ² 以下	5 m ² 以下	1 0 m ² 以下

別表第 7（自家広告物 禁止地域の適用除外）

種類	項目	基準		
		普通の広告物	映像装置を有する広告物	光源の点滅
屋上利用広告	面積	全壁面面積の 1 0 分の 1 以下等	表示しないこと	点滅しないこと
壁面利用広告	面積	10m ² 以下	5 m ² 以下	5 m ² 以下
	設置高さ	軒高以下	軒高以下	軒高以下
突き出し広告	面積	6 m ² 以下	6 m ² 以下	3 m ² 以下
サインポール	面積	7 m ² 以下	7 m ² 以下	2 m ² 以下
広告板	面積	10m ² 以下	10m ² 以下	5 m ² 以下
広告塔	面積	10m ² 以下	10m ² 以下	5 m ² 以下